

平成 27 年

赤平市議会第 1 回臨時会会議録（第 1 日）

5 月 15 日（金曜日）午前 10 時 04 分 開 会  
午前 11 時 50 分 閉 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 選挙第 1 号 議長の選挙について
- 日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙について
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 会期決定の件
- 日程第 8 選任第 1 号 常任委員の選任について
- 日程第 9 選任第 2 号 議会運営委員の選任について
- 日程第 10 選挙第 3 号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第 11 選挙第 4 号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 日程第 12 選挙第 5 号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第 13 選挙第 6 号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 14 選挙第 7 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 15 選挙第 8 号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 16 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例等の一部改正について）

- 日程第 17 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 18 議案第 3 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 4 号 赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 5 号 赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 6 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 22 議案第 7 号 農業委員の推薦について
- 日程第 23 議案第 8 号 議員の派遣について
- 日程第 24 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 追加日程第 1 調査第 1 号 行政全般について
- 追加日程第 2 調査第 2 号 議会運営及び議長の諮問について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 選挙第 1 号 議長の選挙について
- 日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙に

日程第 6 議席の指定  
 日程第 7 会期決定の件  
 日程第 8 選任第 1号 常任委員の選任  
 について  
 日程第 9 選任第 2号 議会運営委員の  
 選任について  
 日程第 10 選挙第 3号 中空知広域市町  
 村圏組合議会議員の選挙について  
 日程第 11 選挙第 4号 空知教育センタ  
 ー組合議会議員の選挙について  
 日程第 12 選挙第 5号 石狩川流域下水  
 道組合議会議員の選挙について  
 日程第 13 選挙第 6号 中空知衛生施設  
 組合議会議員の選挙について  
 日程第 14 選挙第 7号 中・北空知廃棄  
 物処理広域連合議会議員の選挙に  
 ついて  
 日程第 15 選挙第 8号 滝川地区広域消  
 防事務組合議会議員の選挙につい  
 て  
 日程第 16 議案第 1号 専決処分の承認  
 を求めることについて（赤平市税  
 条例等の一部改正について）  
 日程第 17 議案第 2号 専決処分の承認  
 を求めることについて（平成26  
 年度赤平市一般会計補正予算）  
 日程第 18 議案第 3号 赤平市特別職の  
 給与に関する条例の一部改正につ  
 いて  
 日程第 19 議案第 4号 赤平市教育委員  
 会教育長の給与等に関する条例の  
 一部改正について  
 日程第 20 議案第 5号 赤平市介護保険  
 条例の一部改正について  
 日程第 21 議案第 6号 監査委員の選任  
 につき同意を求めることについて  
 日程第 22 議案第 7号 農業委員の推薦

について  
 日程第 23 議案第 8号 議員の派遣につ  
 いて  
 日程第 24 請願、陳情に関する閉会中審査の  
 議決について  
 追加日程第 1 調査第 1号 行政全般につ  
 いて  
 追加日程第 2 調査第 2号 議会運営及び  
 議長の諮問について

○出席議員 10名

1番	五十嵐 美知 君
2番	伊藤 新一 君
3番	植村 真美 君
4番	北市 勲 君
5番	木村 恵 君
6番	獅畑 輝明 君
7番	竹村 恵一 君
8番	御家瀬 遵 君
9番	向井 義擴 君
10番	若山 武信 君

○欠席議員 0名

○説明員

市 長	菊島 美孝 君
教育委員会委員長	山田 和裕 君
監査委員	小椋 克己 君
選挙管理委員会 委員長	壽崎 光吉 君
農業委員会会長	田村 元一 君
副市長	浅水 忠男 君
総務課長	町田 秀一 君
企画財政課長	伊藤 寿雄 君
税務課長	下村 信磁 君
市民生活課長	野呂 道洋 君
社会福祉課長	永川 郁郎 君
介護健康推進課長	斉藤 幸英 君

商工労政観光課長	伊藤嘉悦君
農政課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	杉本悌志君
会計管理者	中西智彦君
あかびら市立病院 事務長	實吉俊介君

---

教育委員会 教育長	多田豊君
” 学校教育 課長	相原弘幸君
” 社会教育 課長	蒲原英二君

---

監査事務局長	大橋一君
--------	------

---

選挙管理委員会 事務局長	井波雅彦君
-----------------	-------

---

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会議務局長	栗山滋之君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	伊藤彰浩君

(午前10時04分 開 会)

○臨時議長(北市勲君) これより、平成27年赤平市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○臨時議長(北市勲君) 初議会に当たりまして、市長よりご挨拶があります。菊島市長。

○市長(菊島美孝君) [登壇] ただいまご紹介いただきました菊島でございます。第1回の臨時会におきまして、ご挨拶をさせていただきたいというふうに思います。

平成27年赤平市議会第1回臨時会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。このたびの統一地方選挙につきましては、本市において市議会議員選挙については投票が行われました。市長選挙につきましては、無投票となったわけでございますけれども、私と3名の新たな議員が初の臨時議会を迎えることとなりました。私自身この無投票という結果につきましては、決して市民の皆さんからの白紙の委任状をいただいたとは思っておりません。それだけに、より一層市長という重大な任務を託された今、改めてその責任の重さを痛感しており、赤平市発展のために全精力を傾注する決意で臨んでまいります。

さて、日本における社会情勢は、人口減少が加速し、小規模自治体は自治体消滅の危機とまで叫ばれております。まさに地方の知恵と行動が試され、その成果が将来のまちの生き残りの明暗を分けてと言っても過言ではないというふうに思っております。私は、炭鉱閉山、あるいは財政難を克服してきた赤平市民こそが地方創生を実現できるというふうに確信をしておりますし、市民や全ての分野の皆様と十分対話する中でお互いに知恵を出し合い、市民力、産業力、行政力の3つの力を発揮して議会のご指導も賜りながら皆様とともに行動し、愛し誇れるまち赤平の思いを共有して地域活性化を実現してまいりたいというふうに思っております。そのための具体的な政策内容につきましては、次期市議会定例会の

所信表明の中で申し述べたいと思いますが、私は前市長が策定した第5次赤平市総合計画、市民との協働姿勢、そして財政健全化を果たした経営戦略など大変大きな成果を上げた取り組みを評価するとともに、市政に対するその思いを継承する決意で臨んでまいります。

そして、今私に課せられた最重要課題は、人口減少対策、地方創生でございます。特に人口減少問題は、短期的に解決できる問題ではございませんが、スピード感を持って早急に諸施策に着手し、継続することが大切であります。そのため、1点目のまちを創生する人口減少対策として、産業界、産学官金労、金融協会、あるいは労働界、そういったものも含めまして総合戦略組織を早期に設置し、雇用の創出、あるいは切れ目のない子育て支援、移住、定住促進など緊急的施策の基本方針を定める地方版総合戦略を本年度中に作成をしたいというふうに思っております。

2点目の次世代の子供たちを育む少子化対策として、赤平市の子供の数は大幅に減っております。もう少し先を見通して幼稚園と保育所を一体化した認定こども園、あるいは小学校を1つにする小学校の1校問題、統合問題、中学校を1校に統合する、早期に3施設の建設を目指して頑張っていきたいと。そして、良好な福祉、あるいは教育環境を充実するように推進してまいりたいというふうに思っております。また、保育料の無料化や家族の日、あるいは市民の日の制定についても検討をしてみたいというふうに思います。

3点目の生きがいと安心した暮らしを支える高齢者対策としまして、サービスつき高齢者住宅の促進、あるいは遊休市有地を活用した生きがい農園などを検討してまいりたいというふうに思います。

次に、4点目の産業力と地域資源を生かす産業振興対策であります。市内に限らず市外からの人材交流を通じて新たな発想や展開を見出すとともに、誘致企業に対する迅速な対応を可能とするために市有地を工業系用途地域へ変更するように検討したい

というふうに思います。そして、市街地の空き店舗を活用したチャレンジショップの開設、空き地を活用したポケットパークを整備してまいります。また、観光面においては、物づくり企業や炭鉱遺産を活用した教育体験旅行の企画、あるいは地元特産品販売並びに赤平の情報発信等を行うアンテナショップを開設してまいりたいというふうに思います。

5点目の市民の知恵をまちづくりにの市民参画として、まちづくり市民会議を発足し、定期的にまちづくり評価、情報交換等を行うほか、市民からのまちづくり提案事業を募集いたしまして市民会議で審査した上で事業を実現してまいりたいとも考えております。

以上、私の市政に関する5点を柱として施策に関する考えの一端を申し上げましたが、これらを実現するために必要な国、道、企業、関係機関に対するご理解やご支援をいただくために私みずから積極的にトップセールスを行ってまいりますし、冒頭申し上げました市民力、企業力、行政力、この3つの力が一体となった取り組みが必要でありますし、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、何事にもスピード感を持って果敢にチャレンジすることで成果へと結びつけ、元気なまち赤平創生に向けて邁進してまいります。

最後になりますけれども、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、初議会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○臨時議長（北市勲君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、お手元に配付の仮議席表のとおり指定をいたします。

---

○臨時議長（北市勲君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、臨時議長において、3番植村議員、9番向井議員を

指名いたします。

---

○臨時議長（北市勲君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（栗山滋之君） 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は6件であります。

議会が行う選挙は8件、また議会が行う選任は2件であります。

議員から送付を受けた事件は2件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

---

○臨時議長（北市勲君） 日程第4 選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に北市議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました北市議員を議長の当選人と定めることにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました北市議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました北市議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長(北市勲君) 議長に当選させていただきました私北市より、一言議長就任に当たりご挨拶を申し上げたいと思います。なお、本来演壇において皆様方にご挨拶申し上げるべきところでございますが、議事運営の都合上、議長席より着席のままご挨拶いたしますので、お許しを願います。

ただいま議員の皆様方のご推挙によりまして、議長の要職に就任させていただくことになりました北市でございます。身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。議長として公正かつ円滑な議会運営に全力を傾け、取り組んでまいります。

さて、赤平市は、ご存じのように数年前まで財政状況が危惧された時期がありましたが、職員の皆様や市民のご協力のもとに見事に健全財政に戻ることができ、後世に迷惑を残さなかったことは大変よかったと思っております。しかし、赤平市にはまだ多くの課題がありますが、その一つに人口の減少問題があります。人口の減少は、地域経済の低迷を招くばかりでなく、行政運営にも大きな影響があり、早急に解決をしなければならない課題であると認識しており、市民、議会、行政が丸となって問題解決に取り組まなければなりません。ことしの赤平市議会議員選挙では、3名の新しい議員を迎え、新体制でスタートするわけですが、市民の代表として常に研さんを重ね、安心して暮らせるまちをつくる努力が市民の求めるところでもあり、私ども議員に課せられた責務であろうと思っております。また、さらなる議会改革を進め、より多くの市民との接点をふやし、市民の声に耳を傾けて開かれた議会、信頼さ

れる議会を目指し、議会報告と意見交換会を継続し、市民の負託に応えてまいります。

今後とも赤平市の発展と市民生活の向上を目指し、市民が安心して暮らせるまちづくりに誠心誠意努力をしてまいりますので、各議員の皆様並びに参加席の皆様のご協力、ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げて、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時21分 再開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に五十嵐議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました五十嵐議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました五十嵐議員が

副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました五十嵐議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました五十嵐議員からご挨拶があります。五十嵐議員、登壇の上、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君）〔登壇〕ただいま議員の皆様より副議長のご推挙をいただき、身に余る光栄と心より感謝申し上げますとともに、責任の重さを感じているところでもございます。もとより浅学非才の身ではありますが、北市議長のもと補佐役として微力ではございますが、公正かつ円滑に議会が前進できるよう取り組んでまいりたいと決意も新たにしております。

さて、昨今の社会背景は、少子化に伴い人口減少が顕著にあらわれ、今後の地域のあり方を考えるときに、国では地方創生を打ち出しました。いわゆる赤平創生の元年であり、最も大事な時期にありますことから、議会と行政が真摯な議論を重ねながら、より有効な政策を推進しなければならないものと思っております。

今後は、赤平版総合戦略のもと地域再生計画を含め、住民福祉の向上を目指す上から3人の新人議員の皆様のご意見も大事にし、議長を先頭に市民の皆様への負託に応えられるように勉強し、努力してまいりますので、議員の皆様、そして参与席の皆様、どうぞご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

○議長（北市勲君）日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付の議席表のとおり指定をいたします。

なお、ただいま指定した議席の適用については、

次期の議会からといたします。

---

○議長（北市勲君）日程第7 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（北市勲君）日程第8 選任第1号常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、若山議員、向井議員、伊藤議員、獅畑議員、御家瀬議員、植村議員、竹村議員、五十嵐議員、木村議員、以上9人を行政常任委員に指名いたします。

---

○議長（北市勲君）日程第9 選任第2号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、向井議員、伊藤議員、獅畑議員、御家瀬議員、竹村議員、以上5人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時27分 休憩）

---

（午前10時55分 再開）

○議長（北市勲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（北市勲君）日程第10 選挙第3号中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。中空知広域市町村圏組合議会議員に伊藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました伊藤議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました伊藤議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました伊藤議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

---

○議長(北市勲君) 日程第11 選挙第4号 空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。空知教育センター組合議会議員に竹村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました竹村議員を空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹村議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま空知教育センター組合議会議員に当選されました竹村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

---

○議長(北市勲君) 日程第12 選挙第5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。石狩川流域下水道組合議会議員に五十嵐議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました五十嵐議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました五十嵐議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました五十嵐議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。



---

○議長（北市勲君） 日程第13 選挙第6号中空知衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。中空知衛生施設組合議会議員に五十嵐議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました五十嵐議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました五十嵐議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま中空知衛生施設組合議会議員に当選されました五十嵐議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第14 選挙第7号中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決

定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に北市議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました北市議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました北市議員が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました北市議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第15 選挙第8号滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に獅畑議員、

木村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました獅畑議員、木村議員を滝川地区広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました獅畑議員、木村議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました獅畑議員、木村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長(北市勲君) 日程第16 議案第1号専決処分の承認を求めることについて(赤平市税条例等の一部改正について)を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第1号専決処分の承認を求めることについて、赤平市税条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されまして、原則として平成27年4月1日から施行されることとなりましたことから、赤平市税条例等の一部改正が必要となり、平成27年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

専決処分書。

赤平市税条例等の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

主な改正内容といたしまして、一定の環境性能を有する軽4輪等につきましてグリーン化特例を導入

いたしますことや個人住民税のふるさと納税に係る申告手続の簡素化、さらにサービスつき高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の減額措置等につきまして適用期間を2年延長した上で地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例が導入され、軽減割合を市町村条例で定めることとなったことなどがございますが、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから3ページをご参照願います。第1条関係は、赤平市税条例の一部改正でございます。第31条は、均等割の税率について規定してございますが、法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴い字句の改正、項の追加を行うものでございます。

第48条及び第50条につきましては、法人の市民税の申告納付、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続についてそれぞれ規定してございますが、法人税法改正に伴い字句を改めるものでございます。

3ページから7ページをご参照願います。第51条につきましては、市民税の減免につきまして規定してございますが、減免の申請期限を納期限までとするため字句を改めるものでございます。

第57条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきまして、第59条は固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告につきましてそれぞれ規定してございますが、地方税法の改正に伴い字句を改めるものでございます。

第71条につきましては、固定資産税の減免につきまして規定してございますが、減免の申請期限を納期限までとすることなどから字句を改めるものでございます。

第89条は、軽自動車税の減免につきまして、第90条は身体障害者等に対する軽自動車税の減免につきましてそれぞれ規定してございますが、減免の申請期限を納期限までとするため字句を改めるものでございます。

第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免につきまして規定してございますが、減免の申請期限を納期限までとすることなどから字句を改めるものでございます。

第141条につきましては、都市計画税の納税義務者等につきまして規定してございますが、法の改正により対象条項が追加されたことに伴い字句を改めるものでございます。

7ページから10ページをご参照願います。附則第7条の3の2につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除につきまして規定してございますが、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長から字句を改めるものでございます。

附則第9条及び第9条の2につきましては、個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の規定といたしまして新たに追加するものでございます。

附則第10条の2につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定してございますが、わがまち特例の創設に伴い字句の改正、項の追加等をするものでございます。

10ページから14ページをご参照願います。附則第11条は、土地に対して課する平成24年度から26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義につきまして、附則第11条の2は平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例につきまして、附則第12条は宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例につきまして、附則第13条は農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例につきまして、附則第15条は特別土地保有税の課税の特例につきましてそれぞれ規定してございましたが、現行の仕組みを3年延長することから字句を改めるものでございます。

14ページから16ページをご参照願います。附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例の規定といたしまして新たに設けるもので、第1項は平成27年度分の軽自動車税につきまして、第2項から第4項までは一定の環境性能を有する軽4輪等に係

るグリーン化特例をそれぞれ規定してございます。

16ページから21ページをご参照願います。附則第18条の2につきましては、わがまち特例の創設に伴い都市計画税に係る法附則第15条第18項の条例で定める割合の規定として追加するものでございます。

附則第18条の3につきましては、都市計画税に係る法附則第15条第34項の条例で定める割合につきまして規定してございましたが、法の改正により対象条項がずれましたことから字句を改め、さきの条の追加により条を繰り下げたものでございます。

附則第18条の4、第18条の5、第18条の6、第18条の7及び第18条の8につきましては、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例につきまして規定してございましたが、現行の仕組みを3年延長すること等から字句を改め、附則第18条の2の追加によりそれぞれ条を繰り下げたものでございます。

附則第18条の9につきましては、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度の都市計画税の特例につきまして規定してございましたが、現行の仕組みを3年延長することから字句を改め、附則第18条の2の追加により条を繰り下げたものでございます。

附則第18条の10、第18条の11及び第18条の12につきましては、市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例につきまして規定してございますが、条ずれにより字句を改め、附則第18条の2により条を繰り下げたものでございます。

附則第18条の13は、読みかえ規定であります。地方税法の改正により引用してございます条項が改められましたことから字句を改め、附則第18条の2の追加により条を繰り下げたものでございます。

22ページから24ページをご参照願います。第2条は、赤平市税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございますが、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされておりました原動機付自転車及び2輪車に係る税率につきましては適用開始時期が1年延長されたことなどから、軽

自動車税の税率の特例を定めました附則第16条、施行期日を定めております改正附則の第1条、そして軽自動車税に関する経過措置を定めております第3条及び第5条の改正を行うものでございます。

本条例の改正附則でございますが、附則第1条といたしまして施行期日を定めてございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行するとしたものでございます。

附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第4条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第5条につきましては、都市計画税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号について採決をいたします。本案は、原案どおりに決することにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（北市勲君） 日程第17 議案第2号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度赤平市一般会計補正予算）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第2号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成26年度赤平市一般会計補正予算（第9号）につきまして、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付をもって専決するものでございます。

記といたしまして、平成26年度赤平市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,492万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億3,232万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款6 地方消費税交付金として1,090万4,000円の減額であります。本年3月の最終交付によるもので、当初予算では国が示す地方財政計画に基づ

く伸び率を勘案しておりましたが、結果として消費税率の引き上げも影響し、消費の伸びが予定を下回ったことにより減額となったところであります。

款9 地方交付税として1億7,949万3,000円の増額であります。本年3月20日に特別交付税の交付額が決定し、平成26年度の特別交付税総額は9億7,949万3,000円となり、対前年度比4,543万9,000円、4.86%の増となったところであります。3月の交付分の特別交付税の内訳は示されませんが、中空知定住自立圏共生ビジョン策定により1,795万4,000円、地域おこし協力隊として737万4,000円が新たに勘案されたと想定されます。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として1億1,366万7,000円の減額であります。特別交付税の増額補正に伴い財政調整基金繰入金を全て減額するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目5財政管理費、節25積立金として5,492万2,000円の増額であります。今回の補正に伴う歳入超過額を財政調整基金に積み立てるものであります。このことによりまして平成26年度末の財政調整基金の残高は21億7,435万8,000円となり、対前年度比5,497万4,000円、2.6%の増となったところであります。

以上、議案第2号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第18 議案第3号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、日程第19 議案第4号赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第3号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

特別職であります市長、副市長の月額給料につきましては、4月30日まで10%の削減とし、5月1日より本則どおりとしてございましたが、平成27年6月1日から平成28年3月31日までの間、昨年の特別職報酬等審議会の答申を尊重いたしまして、さきの減額と同様10%の削減とするため改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

附則第2項は、給料の特例の規定でございますが、特別職の給料月額につきましては、さきにご説明させていただきましたとおり5月1日より支給額を本則どおりといたしておりましたが、平成27年6月1日から平成28年3月31日の間につきましてはさきと同様に給料月額を10%削減した額といたしますこと

から、字句を改めるものでございます。

改正附則の第1項といたしまして、この条例は、平成27年6月1日から施行するものでございます。

改正附則の第2項は、平成27年6月の期末手当の額の特例を規定したもので、改正後の規定により算定される期末手当の額から、第2条に定める給料月額から改正後の給料月額を減じた額に相当する額を減じた額とするものでございます。

次に、議案第4号赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。教育長の月額給料につきまして4月30日まで10%の削減とし、5月1日より本則どおりとしてございましたが、平成27年6月1日から平成28年3月31日の間につきましては市長、副市長同様、昨年の特別職報酬等審議会の答申を尊重いたしまして、さきの減額と同様10%の削減とするため改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

附則第3項は、給料の特例の規定でございますが、教育長の給料月額につきましても市長、副市長と同様5月1日より支給額を本則どおりといたしておりましたが、平成27年6月1日から平成28年3月31日の間につきましてはさきと同様に給料月額を10%削減した額といたしますことから、字句を改めるものでございます。

改正附則の第1項といたしまして、この条例は、平成27年6月1日から施行するものでございます。

改正附則の第2項は、平成27年6月の期末手当の額の特例を規定したもので、改正後の規定により算定される期末手当の額から、第2条第1項に定める給料月額から改正後の給料月額を減じた額に相当する額を減じた額とするものでございます。

以上、議案第3号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正及び議案第4号赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号、第4号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、第4号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号、第4号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第20 議案第5号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第5号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度から平成29年度までの保険料につきましては、3月定例会にて既に議決をいただいているところでございますが、国の平成27年度予算が議決されたことによりまして介護保険法施行令及び介護

保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令が4月10日に公布、施行され、低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことから、改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第4条につきましては、第1号被保険者の保険料につきまして規定してございますが、第1号におきまして介護保険施行令第39条第1項第1号に掲げる者の保険料率につきましては2万9,800円としているところでございますが、減額賦課とするため平成27年及び平成28年度については2万6,800円と、平成29年度は1万7,900円といたしますこと、また同様に第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度の保険料率は2万9,800円と、第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度の保険料率は4万1,800円といたしますことから、第2項から第4項まで追加するものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとして施行期日を定め、附則第2項及び第3項につきましては経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、委員会の付託を

省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号について採決をいたします。

本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第21 議案第6号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、若山議員の退席を求めます。

（若山議員退席）

○議長（北市勲君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島美孝君）〔登壇〕議案第6号監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市監査委員に議会議員のうちから若山武信氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

若山武信氏は、昭和18年4月20日生まれでございます。住所は赤平市宮下町1丁目34番地でございます。若山氏は、平成11年初当選以来、議会運営委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長、総合計画基本構想審査特別委員会委員長等の要職や監査委員、さらには議長、副議長の職を歴任され、その識見の高さは監査委員として適任と考えますので、選任につきご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号について採決をいたします。本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

（若山議員入場）

---

○議長（北市勲君） 日程第22 議案第7号農業委員の推薦についてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、植村議員の退席を求めます。

（植村議員退席）

○議長（北市勲君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

○6番（獅畑輝明君）〔登壇〕 議案第7号農業委員の推薦についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年第2回赤平市議会定例会において農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により推薦をし、選出されておりました五十嵐美知農業委員から辞任届が提出されており、市長からその後任委員の推薦依頼がございましたので、お手元に配付の議案に記載のとおり、植村真美氏を推

薦しようとするものであります。

以上が本案の提案の趣旨でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号について採決をいたします。本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり推薦されました。

（植村議員入場）

---

○議長（北市勲君） 日程第23 議案第8号議員の派遣についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。



これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号について採決をいたします。本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。暫時休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

---

(午前11時46分 再開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(北市勲君) お諮りいたします。

ただいま獅畑議員外4人から調査第1号、調査第2号の2件の案件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、調査第1号、調査第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

○議長(北市勲君) 追加日程第1 調査第1号行政全般についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。調査第1号については、行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、調査第1号については行政常任委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

---

○議長(北市勲君) 追加日程第2 調査第2号議会運営及び議長の諮問についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。調査第2号については、議会運営委員会に付託の上、閉会中の審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、調査第2号については議会運営委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

---

○議長（北市勲君） 日程第24 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北市勲君） この際、ご報告いたします。

常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長が選出されましたので、お知らせいたします。

行政常任委員長に竹村議員、副委員長に伊藤議員、議会運営委員長に獅畑議員、副委員長に向井議員、以上のとおり決定をいたしましたので、お知らせをいたします。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成27年赤平市議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前11時50分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

臨時議長

議長

署名議員( 番)

署名議員( 番)